

## 2009年度個別指導での指摘事項（歯科）

### 8．歯冠修復及び欠損補綴

#### 【ブリッジ】

適応症と設計の歯数から算出した結果、要件を満たしているとは認めにくい事例が確認された。

ブリッジ製作時に次の誤請求が認められた。（印象採得・咬合採得・装着料・補綴物維持管理料）

#### 【義歯修理】

義歯修理を行った場合は、診療録に破折部位、修理内容を記載すること。

新製有床義歯作成直後の義歯修理が認められた。

漫然と義歯修理をくり返す事例が確認された。

#### 【有床義歯内面適合法（床裏装）】

同一日に直接法により床裏装を行った場合に、印象採得及び咬合採得が算定されていた。

有床義歯を新たに製作することを前提に行った床裏装を有床義歯修理の所定点数で算定せず、床裏装の所定点数で算定していた。

### 9．在宅医療

歯科訪問診療の必要性を認めにくい患者に対し、歯科訪問診療を行っていた。

#### 【歯科訪問診療料】

訪問診療を行う場合は、患者の病状に基づいた訪問診療の計画を定めるとともに、その計画を診療録に記載すること。

歯科訪問診療を行った場合は、治療を行った診療時間の開始及び終了時刻を診療録に記載すること。

### 10．その他

診療を行う際は、的確な診断のもとに治療計画を策定し、それに基づき適切な診療を行うこと。

誤った解釈に基づいて床内に入れるバー（補強として）を算定していた例が認められた。

一部負担金の徴収について誤り（徴収すべき者から徴収していない・計算方法が間違っている・診療録の金額と不一致）が認められた。

日計表に一部負担金を記載すること。

技工指示書等の療養の給付の担当に関する書類は3年間保存すること。

個別の費用ごとに区分した領収書を発行していない。

保険医は医療各法、療養担当規則を遵守し、告示、通知等の関係書類を読み、適正な保険診療を行う努力を続けること。

開設者（管理者）は必ず、診療報酬明細書と診療録を突合し、点検を行うこと。

保険証の確認を適時、的確に行うこと。